

府 地 事 第 7 8 号
28文科初第1404号
平成29年1月27日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 殿
各 都 道 府 県 知 事

内閣府地方創生推進事務局長
佐々木 基

文 部 科 学 事 務 次 官
戸 谷 一 夫

構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による
学校設置事業の運用の改善に伴う対応について（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について、一部の広域通信制高等学校において不適切な学校運営等の問題が生じたことを踏まえ、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（別添参照）。

これにより、基本方針の別表1における学校設置会社による学校設置事業の「特例措置の内容」において、特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、①学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、又は、②当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること、のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保しなければならないこと（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）が定められました。

これに伴い、今後、学校設置会社による学校設置事業を実施している認定地方公共団体又は同事業を実施しようとする地方公共団体から、貴都道府県又は都道府県教育委員会に対して、当該地方公共団体における指導監督体制の整備についての相談や、指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結の申出等がある場合がありますので、

各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、当該地方公共団体における学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する者の配置状況を踏まえつつ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし